JR大船渡線・山田線の早期復旧を求める意見書

三陸沿岸地域は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による大津波により、住民の生活をはじめ、産業、教育、文化等あらゆる分野を支える社会資本が壊滅的な打撃を受けました。

鉄道網についても、岩手県内のJR線及び三陸鉄道は、多くの箇所で線路、 橋梁、駅舎が被災し流出しました。

ー関市から大船渡市をつなぐ、JR大船渡線は現在、宮城県の気仙沼駅から 大船渡市の盛駅までの間が不通となっています。

また、JR山田線は現在、宮古駅と釜石駅までの間が不通となっています。 両路線は、通学、通院など地域の生活の足として欠かせないものであるとと もに、沿岸地域が復興するための観光移動手段としても欠かせないものであり ます。

これに、土砂崩壊によりバス代行輸送となっているJR岩泉線を加えた岩手 県内JR3路線の早期復旧は、沿線住民の強い願いであり、観光立県岩手を目 指すためにも欠かせないことであります。

つきましては、JR大船渡線・山田線の早期復旧に向けて、更には岩手県内のJR線が完全復旧できるよう、国においてJR東日本会社に対する財政支援を行うなど、必要な施策を早急に行うよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成 24 年 3 月 14 日

岩手県一関市議会

衆議院議長 殿参議院議長 殿内閣総理大臣 殿財 務 大 臣 殿

国土交通大臣 殿 復 興 大 臣 殿

しいたけ生産に関する対応を求める意見書

当市は、県内有数のしいたけ産地であり、中山間地域の地域振興の一翼を担ってきた。

しかし、今般、平成 23 年産乾しいたけから、食品衛生法の暫定規制値 (1キログラムあたり 500 ベクレル)を超える高濃度の放射性セシウムが検出され、はかりしれない大きな打撃を受けた。

しいたけ生産に係る放射性物質汚染問題は、当初の段階から、早急な対応を 求めてきたにもかかわらず、今日の事態を迎えたことは、誠に遺憾であり、国 や県の迅速な対応を求める。

また、今日まで、明確な方針を示さず、今日に至った国の責任、原因者である東京電力(株)の責任についても誠意ある対応を強く求める。

ついては、以下の事項について、早急に対応するとともに、東京電力(株)に対して、働きかけるよう求める。

記

- 1 指標値及び検査基準の早急な提示を行うこと。
- 2 ほだ場、ほだ木及び原木の除染を行うこと。
- 3 原木、ほだ木、ほだ場、生産物の適切な検査を行うこと。
- 4 平成23年産乾しいたけの出荷自粛、自主回収及び風評被害について、賠償の枠組みを示したが、極めて不十分であり、当市の原木しいたけの生産や販売など被害全般について、賠償を行うよう東京電力㈱に強く働きかけること。
- 5 しいたけ生産の特殊性を考慮し、全てのサイクルに対する再生産が可能と なる措置を講じること。
- 6 県においては、放射性物質対策について影響の大きい県南部に一元化した対応組織を設置すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 24 年 3 月 14 日

岩手県一関市議会

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣 殿

環境大臣殿

農林水産大臣 殿

復 興 大 臣 殿

岩手県知事 殿

放射性セシウムを含む飼料の暫定基準値の見直しに関する対応を 求める意見書

今回、国は、食品の新たな基準値を設定し、平成24年4月1日から施行予定である。

このため、当市の牧草は全面使用の自粛となり、生産面はもとより環境など市民生活に大きな影響を及ぼす事態となった。

ついては、以下の事項について、早急に対応するとともに、東京電力㈱に対して、賠償対応を強く働きかけるよう求める。

記

- 1 全ての代替飼料の確保を行うこと。
- 2 新暫定基準値を超過する適切な飼料の処分方法明示と全面的な費用負担を 講じること。
- 3 草地及び転作田の全面的な除染対策とともに、草地再生を加速させること。
- 4 草地再生を農家自身が行う場合の反転耕などの単価については、農業委員会が定めた基準単価を反映するなど、適正な単価措置を講じること。
- 5 転作田が利用自粛の場合にあっても、戸別所得補償制度の耕畜連携や中山間地域等直接支払制度との整合した適用措置を講じること。
- 6 畦畔や農地周辺の雑草の処分方法明示と全面的な費用負担を講じること。
- 7 稲わらや堆肥の処分方法の明示と全面的な費用負担を講じること。
- 8 県においては、放射性物質対策について影響の大きい県南部に一元化した対応組織を設置すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 24 年 3 月 14 日

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣 殿

環境大臣殿

農林水産大臣 殿

復 興 大 臣 殿

岩手県知事 殿

適正かつ早急な除染を求める意見書

文部科学省が平成 23 年 9 月 14 日から 10 月 13 日まで実施し、11 月 11 日に公表した航空機モニタリングの結果、当市は、追加被ばく量が年間 1 ミリシーベルトを超過した汚染状況重点調査地域となった。

しかし、市町村が除染主体とされた汚染状況重点調査地域において、市民の 生活の場である住宅や宅地、さらには地域の自治会館や集会所等の除染につい ては、土砂除去等が対象とされず、その手法は限定的であり住民不安の解消や 安全確保が困難となっている。

ついては、以下の事項について、早急な対応を求めるとともに、その賠償責任を果たすよう東京電力㈱に強く働きかけたい。

記

- 1 除染対象は、字単位となっているが、隣接する区域で一体となる地域は、 除染対象に加えるなど柔軟な運用を図ること。
- 2 除染費用は、地域で取り組んだ全ての作業、工法を対象とすること。
- 3 除染で発生した廃棄物の処理方法、さらに、中間処理施設建設などロード マップを作成し、全体の工程管理措置を講じること。
- 4 市民が協働で除染を行うこととしているが、急速な高齢化社会が進行し、 市民の参加も限界がある。除染の基本は、業者に委託する等の措置を講じる こと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 24 年 3 月 14 日

岩手県一関市議会

衆議院議長殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣 殿

環境大臣殿

農林水産大臣 殿

復 興 大 臣 殿

岩手県知事 殿

放射線内部被ばくの徹底した健康影響調査の継続を求める 意見書

県は、平成24年3月2日に岩手県放射性内部被ばく調査結果を公表した。 これによると、本県の子どもの内部被ばくに係る健康影響は極めて小さいと の評価であった。

しかし、この調査は、2,300人を超える調査希望者の中から、わずか60人(県全体で132人)のサンプリングであり、私たち汚染状況重点調査地域で生活する住民の健康に対する不安の解消にはなっていない。

また、国が定める食品の新たな基準値が4月1日から施行されることから、 一層の取り組み強化が必要である。

よって、当市の全ての子どもに対して放射線健康影響調査を継続して実施するよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成 24 年 3 月 14 日

岩手県一関市議会

岩手県知事 達 増 拓 也 殿

一関市議会議員定数等調査特別委員会の設置に関する発議

次のとおり、一関市議会議員定数等調査特別委員会を設置するものとする。

記

- 1 名 称 一関市議会議員定数等調査特別委員会
- 2 設置の根拠 地方自治法第110条及び委員会条例第5条
- 3 付託事件名 議員定数に関する調査及び関連する調査事項
- 4 調 査 期 間 調査が終了するまで閉会中も継続して行うことができる
- 5 委員の定数 9人
- 6 費 用 必要の都度、委員を派遣し費用を弁償する

議員定数等調査特別委員会名簿(案)

委 員(9人)

佐 山 昭 助 (公和会)

勝浦伸行(公和会)

佐藤弘征(一新会)

千葉幸男(一新会)

千葉大作(関政会)

岩 渕 一 司 (関政会)

菊 地 善孝 (日本共産党一関市議団)

岩 渕 優 (会派に属さない議員)

牧 野 茂太郎 (副議長)